

公益社団法人空気調和・衛生工学会

表彰規程

平成 23 年 12 月 8 日 理事会制定

平成 24 年 3 月 15 日 理事会改定

平成 25 年 10 月 24 日 理事会改定

平成 27 年 3 月 12 日 理事会改定

平成 28 年 3 月 17 日 理事会改定

平成 31 年 3 月 15 日 理事会改定

第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会定款第 4 条第 8 号に掲げる表彰に関し規定する。

第 2 章 表彰の構成

(表彰の構成)

第 2 条 本会の表彰は、次に掲げる 7 賞と 1 名誉員により構成する。

- (1) 空気調和・衛生工学会賞
- (2) 空気調和・衛生工学会特別賞
- (3) 空気調和・衛生工学会振興賞
- (4) 空気調和・衛生工学会功績賞
- (5) 篠原記念賞
- (6) 井上宇市記念賞
- (7) 国際名誉員
- (8) その他の表彰

第 3 章 表彰制度の運営

(委員会の構成)

第 3 条 本会の表彰制度を円滑に運営するために、表彰運営委員会を設置し、副会長(学術系)が委員長を務める。

2 表彰候補の業績を選考または推薦するために以下の委員会を設置する。

- (1) 学会賞選考委員会
- (2) 特別賞選考委員会
- (3) 振興賞選考委員会
- (4) 功績賞選考委員会
- (5) 篠原記念賞推薦委員会

(6) 井上宇市記念賞推薦委員会

(7) 国際名誉員推薦委員会

なお、国際名誉員推薦委員会は国際交流委員会が兼務する。

3 上記の4選考委員会の委員長は、副会長（学術系）が務める。

4 委員は、空気調和、衛生、環境、エネルギー等に関する分野の実務経験者ならびに学識経験者の中から委員長が選任し、理事会の承認を得て委嘱する。

（委員会等の任務）

第4条 表彰運営委員会は、表彰の運営と実施方法、本規定の改廃、新規表彰制度の検討ならびに賞の改廃など、表彰制度の全般を統括する。

2 各選考委員会は表彰候補の業績を選考し、委員長が理事会に報告する。理事会はその報告に基づき、表彰業績を決定する。

3 各推薦委員会は表彰候補の業績を理事会に推薦する。理事会はその報告に基づき、表彰業績を決定する。

4 表彰業績は、原則として社員総会の日に表彰を受け、かつ、その業績はホームページに公開する。

5 選考委員会および推薦委員会の運営要領は、別に定める。

第4章 各賞の細則

（空気調和・衛生工学会賞）

第5条 空気調和・衛生工学と工業の進歩をはかることを目的として、特に優秀な業績に対して賞を贈って表彰する。

2 この賞は、空気調和・衛生工学会賞（以下「学会賞」という）という。

3 学会賞は、論文賞と技術賞からなり、論文賞は学術論文部門、技術論文部門および論説・報文部門、技術賞は建築設備部門および技術開発部門でそれぞれ構成する。

4 論文賞学術論文部門は、表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前2年間に論文集に発表された学術論文とする。

5 論文賞技術論文部門は、表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前2年間に論文集に発表された技術論文とする。

6 論文賞論説・報文部門は表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前2年間に学会誌に発表された論説、技術報告、講座、その他会員の啓発、教育に役立つものとする。

7 技術賞建築設備部門は、表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前3年間に竣工し審査時に使用中の設備または施設の計画・設計・施工に関する業績とする。

8 技術賞技術開発部門は、表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前3年間に公表された次の業績とする。

1) 総合調査・総合開発に関する技術

- 2) 装置・製品・システムなどの発明・考案・開発・応用
 - 3) 施工技術
 - 4) 著書
 - 5) その他
- 9 論文賞においては、主たる研究者として既に学会賞を受賞したものが同一部門において再び主たる研究者である論文・論説・技術報告などは、表彰の対象としないものとする。
- 10 技術賞においては、本会の委員会活動の成果に関わるものは、表彰の対象としないものとする。
- 11 技術賞の表彰業績は、本会学会誌に発表可能なものとする。
- 12 表彰する業績は、次の件数以内とし、賞は該当業績に主として携わった会員に対して授与する。
- 論文賞 5件（ただし、学術論文部門は4件以内、技術論文部門、論説・報文部門はそれぞれ1件以内）
- 技術賞 5件（ただし、建築設備部門は4件以内）
- 13 技術賞における受賞対象者は、計画、設計、施工、機器などで直接業績に関与した者とし、関係者が多数の場合は、受賞対象者をその中の一部に限定することがある。
- 14 技術賞に対する応募・被推薦は、1社（者）1件とする。ただし、再応募・再被推薦は1回に限りできるものとする。

（空気調和・衛生工学会特別賞）

- 第6条 空気調和・衛生設備を長期間にわたり健全に維持する運用管理技術並びに更新改修技術の発展と振興を目的として特に優秀な業績に対して賞を贈って表彰する。
- 2 この賞は、空気調和・衛生工学会特別賞（以下「特別賞」という）という。
 - 3 特別賞は十年賞とリニューアル賞からなる。
 - 4 十年賞は表彰を行う年の前年の12月31日からさかのぼって前3年間に竣工後10年を経過し、審査時に使用中の設備または施設に関する業績で、この間継続的な調査・改善によって適切な維持管理が行われた業績とする。
 - 5 リニューアル賞は表彰を行う年の前年の12月31日からさかのぼって前3年間に改修工事を実施し、審査時に使用中の設備または施設に関する業績で、改修工事による機能回復や性能向上の状況が検証された業績、ならびに公表された以下の業績のうち、審査時に使用中のリニューアルに関する業績とする。
 - 1) 調査・開発に関する技術
 - 2) 装置・製品・システムなどの発明・考案・開発・応用
 - 3) 施工技術
 - 4) その他
 - 6 次のものに係わる業績は、十年賞の表彰の対象としないものとする。
 - 1) 延べ面積が3,000㎡未満の建築物

- 2) 竣工後に大規模な改修を行った設備または施設
- 7 特別賞の表彰業績は、本会学会誌に発表可能なものとする。
- 8 表彰する業績は、十年賞とリニューアル賞とも各 5 件以内とし、賞は、該当業績に主として携わった会員に対して授与する。
- 9 特別賞における受賞対象者は、計画、設計、施工、機器、維持管理などで直接業績に関与した者とし、関係者が多数の場合は、受賞対象者をその中の一部に限定することがある。
- 10 特別賞に対する応募・被推薦は、十年賞とリニューアル賞とも 1 社（者）1 件とする。ただし、再応募・再被推薦は 1 回に限りできるものとする。

（空気調和・衛生工学会振興賞）

第 7 条 空気調和・衛生工学と工業の振興と発展および新進の研究者・技術者を育成することを目的として、特に優秀な大学の学生、高校教育に携わる者の論・報文および特に優秀な業績に対して賞を贈って表彰する。

- 2 この賞は、空気調和・衛生工学会振興賞（以下、「振興賞」という）という。
- 3 振興賞は、学生賞、高校教育賞、住宅環境設備賞、技術振興賞で構成する。
- 4 学生賞は、表彰を行う年に卒業する学部学生のうち特に成績優秀の者で、本会に登録した大学の学科主任教授の推薦を受けた者とする。
- 5 高校教育賞は、表彰を行う前年の全国設備工業教育研究会主催の全設備工業教育研究大会で発表された優秀な論・報文で同研究会会長の推薦を受けた者とする。
- 6 住宅環境設備賞は、表彰を行う年の前々年の 12 月 31 日からさかのぼって前 3 年間に竣工または公表された住宅設備の計画・設計・施工・機器に関する業績のうち、審査時に使用中の業績で技術の振興と奨励にふさわしいと認められるものとする。
- 7 技術振興賞は、表彰を行う年の前々年の 12 月 31 日からさかのぼって前 3 年間に竣工した設備または施設の計画・設計・施工に関する業績、ならびに公表された以下の業績のうち、審査時に使用中の業績で技術の振興と奨励にふさわしいと認められるものとする。
 - 1) 調査・開発に関する技術
 - 2) 装置・製品・システムなどの発明・考案・開発・応用
 - 3) 施工技術
 - 4) その他
- 8 高校教育賞においては、既に振興賞を受賞した者が再び主たる研究者である論・報文は、表彰の対象としないものとする。
- 9 住宅環境設備賞および技術振興賞の表彰業績は、その概要を本会学会誌に発表可能なものとする。
- 10 表彰する学生賞、高校教育賞、住宅環境設備賞および技術振興賞は、次の件数以内とし、高校教育賞、住宅環境設備賞および技術振興賞は、該当業績に主として携わった者に対して授与する。

学生賞	1 学科 1 名以内
高校教育賞	1 件以内
住宅環境設備賞	19 件以内
技術振興賞	19 件以内

- 11 住宅環境設備賞および技術振興賞における受賞対象者は、計画、設計、施工、機器などで直接業績に関与したものとし、関係者が多数の場合は受賞対象者をその中の一部に限定することがある。
- 12 住宅環境設備賞および技術振興賞に対する応募・被推薦は、1 社（者）1 件とし、両賞には同時に応募・被推薦はできないものとする。ただし、再応募・再被推薦は1回に限りできるものとする。
- 13 第5条の「学会賞」に応募あるいは推薦された業績が、住宅環境設備賞または技術振興賞に応募・被推薦された場合は、これを受けないものとする。
- 14 住宅環境設備賞および技術振興賞の応募・推薦希望者は、本会指定の応募・推薦書を業績所在地の支部、業績の所在地が支部以外の場合は振興賞選考委員会に提出するものとする。

（空気調和・衛生工学会功績賞）

第8条 空気調和・衛生工学の発展ならびに本会の活動に顕著な功績のあった委員会、出版物等に対して賞を贈って表彰する。

- 2 この賞は、空気調和・衛生工学会功績賞（以下「功績賞」という）という。
- 3 表彰対象は、原則として表彰を行う年の前年の12月31日からさかのぼって前2年間に完成または終了した業績とする。

なお、「業績の完成または終了した日」の考え方は以下による。

- ・委員会の業績は、原則として、その業績が完了した年月日とする。
- ・終了した委員会の活動を業績とする場合は、原則として、該当委員会の終了年月日または報告書等が発行された日とする。
- ・出版物を業績とする場合は、原則として、刊行日とする。ただし、その後の販売による社会への普及を考慮し、刊行日より2年間に限り延長することができる。

- 4 表彰対象業績は、各理事管掌の各運営委員会等から功績賞に値するものとして推薦された業績とする。

なお、各運営委員会が直接管掌する委員会以外の業績も、関連する運営委員会より推薦することができる。

- 5 既に功績賞を受賞した業績は、表彰の対象としないものとする。
- 6 表彰する功績賞は、原則として3件以内とする。
- 7 受賞対象が委員会業績の場合は、受賞者は委員会とする。受賞対象が出版物等の場合は、受賞者は委員会または執筆者とする。

（篠原記念賞）

第9条 給排水衛生設備に関する技術の研究、開発の発展あるいはこれに関わる知識の啓発・普及

に特に貢献のあった者、将来の活動が期待できる研究者・技術者の業績を表彰し、給排水衛生設備分野の将来を担う人材を育成することを目的とする。合わせて、篠原記念賞は、給排水衛生に関する工学・技術に関わる研究者・技術者が更なる研鑽を通して技術の進展を推進し、もって国民生活環境の確保と向上に寄与することを期待するものである。

- 2 この賞は、篠原記念賞という。
- 3 篠原記念賞は、篠原記念賞(以下「篠原賞」という)および篠原記念賞奨励賞(以下「奨励賞」という)で構成する。
- 4 篠原賞の対象となる業績は、次の業績とする。
 - 1) 本会会誌掲載の論説・報文など
 - 2) 本会論文集掲載の論文
 - 3) 本会大会学術講演発表論文、本会支部学術研究発表論文
 - 4) 本会が出版あるいは編集した書籍
 - 5) 給排水衛生設備分野に関連する法制・規格・基準・研究・開発・評価・調査などを目的として設置された、本会および関連機関・団体の調査・研究組織の構成員としての活動
 - 6) 給排水衛生設備の計画、設計、施工、維持管理に関する技術、装置・製品の開発
 - 7) 給排水衛生設備に関する教育、社会貢献活動
 - 8) その他上記と同等と認められる業績
- 5 奨励賞の対象となる業績は、次の業績とする。
 - 1) 本会会誌掲載の論説・報文など
 - 2) 本会論文集掲載の論文
 - 3) 本会大会学術講演発表論文、本会支部学術研究発表論文
 - 4) 給排水衛生分野の博士論文または修士論文
 - 5) その他、社会貢献活動など上記と同等と認められる業績
- 6 表彰する篠原記念賞は、以下の件数とする。
 - 1) 篠原賞 3件以内
 - 2) 奨励賞 5件以内
- 7 篠原賞および奨励賞は、次に掲げる会員に授与するものとする。

篠原賞	4項において、優れた業績を挙げたと認められる者で、引き続き給排水衛生設備分野で活動が期待できる者
奨励賞	①5項において、優れた業績を挙げたと認められる者で、引き続き給排水衛生設備分野で活動が期待できる者 ②大学博士課程または修士課程において給排水衛生設備分野を専攻し、博士論文または修士論文を執筆、将来の活動が期待できる博士課程または修士課程修了予定の院生 なお、表彰を行う年に博士課程または修士課程を修了、社会人となっている者も表彰の対象とする
- 8 篠原賞においては、かつて、篠原賞を受けた会員には授与しないものとする。
- 9 奨励賞においては、かつて、奨励賞を受けた会員には授与しないものとする。

(井上宇市記念賞)

第10条 空気調和設備および環境工学分野に関する開発、設計、施工、研究、教育に特に貢献のあった個人を表彰し、本分野の将来を引き続き担う人材を育成することを目的とする。加えて、アジア地域で活躍する技術者、研究者を表彰し、アジアにおける本分野のさらなる発展を図ることを目的とする。

- 2 この賞は、井上宇市記念賞という。
- 3 井上宇市記念賞は、井上宇市賞(以下「井上賞」という)およびアジア国際賞で構成する。
- 4 井上賞の対象となる業績は、次の業績とする。
 - 1) 本会会誌、論文集等に掲載された空気調和設備および環境工学分野の技術開発、計画、設計、施工、維持管理、研究に関する活動
 - 2) 本会会誌、論文集掲載の論説・報文・論文・技術報告など
 - 3) 本会大会学術講演発表論文、本会支部学術研究発表論文
 - 4) 本会が出版あるいは編集した書籍
 - 5) 空気調和設備および環境工学分野に関する教育、社会貢献活動
 - 6) その他上記と同等と認められる業績
- 5 アジア国際賞の対象となる業績は、次の業績とする。
 - 1) 空気調和設備および環境工学分野に関する優れた業績
 - 2) その他、上記と同等と認められる業績
- 6 賞は、厳選寡少を旨とし、毎年表彰者の数は次の基準による。
 - 1) 井上賞 2名以内
 - 2) アジア国際賞 1名以内

表彰に価する候補者がいないときは授与しないこともある。

7 賞の対象者と重賞の制限

- 井上賞 4項において、優れた業績を挙げたと認められる個人で、引き続き本分野で活躍が期待される本会会員に授与するものとする。
- アジア国際賞 5項において、優れた業績を挙げたと認められる個人で、アジア地域の技術者、研究者で本分野の発展に寄与した者に授与するものとする。
- 既に、井上宇市記念賞を受けたものには授与しないものとする。

(国際名誉員)

第11条 本会における国際交流活動の活性化を推進する一環として、本会の目的・事業に関する国際交流に貢献し、顕著な功績のあった者に国際名誉員(International Honorary Member)の称号を贈ることにより、本会の更なる国際的認知度向上に寄与することを目的とする。

2 対象

- 1) 本会が行う国際交流のための活動に貢献し、顕著な功績のあった者
 - 2) 空気調和・衛生工学に関する国際的な学術交流の促進に貢献のあった者、または研究成果の公表を通じて国際的に貢献のあった者
- なお、上記は国籍および本会会員資格があるか否かを問わない

3 手続き

国際名誉員推薦委員会が候補者案を作成し、理事会へ推薦し、承認を得る。

4 認証および待遇

認証式は原則として社員総会の日に行う。これに伴う旅費・滞在費は自己負担とし、その他の待遇は次のとおりとする。

- 1) 認証状および記念品を贈る
- 2) 定款に記載する会員としては扱わない
- 3) 学会誌・論文集等の寄贈は行わない

(その他の表彰)

第12条 業務執行理事は、当法人の発展にとって功績ならびに功労のあった個人または法人に次の表彰等を行うことができる。

- (1) 貢献のあった会員への表彰および感謝状贈呈
- (2) 貢献のあった賛助会員への表彰および感謝状贈呈
- (3) 当法人の活動に貢献のあった個人または法人への表彰および感謝状贈呈
- (4) 支部の活動に貢献のあった個人または法人への表彰および感謝状贈呈
- (5) 学術の発展ならびに将来の貢献を奨励するための表彰
- (6) 若手の研究者ならびに技術者および学生に対し意識の高揚を図り、将来の貢献を奨励するための表彰

2 前項および前項に記載のない表彰等を行う場合は、選考方法等について事前に理事会の承認を得て、選考結果を理事会に報告しなければならない。

第5章 雑則

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 本規程は、平成23年12月8日の特例民法法人（社団法人）空気調和・衛生工学会の理事会において制定するが、公益社団法人空気調和・衛生工学会の設立登記を以って同日より施行する。